

平成30年第4回定例会

# 特別委員会報告書

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり  
特別委員会

大分県議会

# 目 次

【はじめに】	1
【調査の結果】	
I 日常生活における合理的配慮のあり方について	3
1 障がいのある人が暮らしの中で感じる差別的な事象の収集と 課題解消の方策検討	3
2 日常生活における合理的配慮のあり方とその普及啓発	3
3 交通施策上の合理的配慮のあり方と関係機関の協力体制のあり方	3
II 就学・就労における合理的配慮のあり方について	4
1 就学環境における合理的配慮のあり方と相互理解を深める手法	4
2 就労環境における合理的配慮のあり方	4
III 障がい者が芸術・文化活動、スポーツ交流活動等に参加できる環境づくりについて	5
1 障がい者の芸術活動の普及に向けた支援・合理的配慮のあり方	5
2 障がい者スポーツへの支援	5
【提 言】	6
【終わりに】	9
【委員会の活動状況】	10

## 【はじめに】

我が国の障がい者人口は増加の一途を辿っており、平成30年4月の厚生労働省の発表では、障がい者数は前年から約149万人増加し936万6千人、全人口に占める割合は約7.4%となっている。本県においても、平成30年4月の障がい者数は10万7千人に達し、県人口の実に9.3%を占めている。

このような障がい者の増加要因について、厚生労働省は、高齢化の進行に加え、近年、障がいへの理解が進み、障害認定を受ける人が増えたことも一因と分析しており、今後も障がい者数の伸びが見込まれる中、障がいの有無に関わらず全ての人が暮らしやすい地域づくりが、自治体にとって非常に重要な課題である。

国では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）が平成25年6月に公布、平成28年4月1日に施行されたが、それに先駆けて、平成18年10月に制定された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」をはじめ、全国各自治体において、障がい者差別の解消に向けた条例が相次いで制定されている。

本県においては、平成28年3月に全国で初めて「障がい者の性、恋愛、結婚、子育て」「親亡き後」の課題解決に向けた県の責務を前文に盛り込んだ「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」（以下「本県条例」という）が全会一致で議決され、同年4月1日に施行された。

その後、県議会においては、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら共生する県づくりに向け、障がいのある人が地域で心豊かに暮らせるための施策について調査・研究し、知事に対する政策提言と、関係機関への要望活動を目的として「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり特別委員会」（以下「本委員会」という）を平成29年第3回定例会において設置した。

本委員会は、平成29年9月15日に設置され、調査期限は平成31年3月31日までとしている。

本委員会への付託事件は、①日常生活における合理的配慮のあり方について、②就学・就労における合理的配慮のあり方について、③障がい者が芸術・文化活動、スポーツ交流活動等に参加できる環境づくりについての3項目である。

本委員会ではこれまで、付託事件の調査研究を通じて、本県の障がい者施策の充実に資するよう委員会を適宜開催し、関係部局等をはじめ、本県条例の制定に向けて活動を行ってきた団体との意見交換を重ねるとともに、合理的配慮や差別事例の相談体制における先進事例を有する自治体の調査活動など、幅広く情報を収集し、鋭意調査研究を進めてきた。

以下、本委員会の付託事件に係る調査の結果について、報告の上、提言を行うものである。

## 【調査の結果】

### I 日常生活における合理的配慮のあり方について

#### 1 障がいのある人が暮らしの中で感じる差別的な事象の収集と課題解消の方策検討

平成28年4月の条例施行後、2年半以上が経過する中、障がいのある人やその家族などの当事者に対し、条例の存在や条例を具体化した施策などの幅広い周知と理解が進んでいない。また、相談窓口の機能として、相談内容の適切な分析と解決に向けた迅速な対応が求められるが、そのための人材育成や関係機関との緊密な連携協力体制の構築が未だ不十分である。

#### 2 日常生活における合理的配慮のあり方とその普及啓発

日常生活における合理的配慮にかかる県の施策として、平成29年5月から実施している遠隔手話通訳サービスは、半年間の利用実績が3件と、ほとんど利用されていない状況である。これは、このサービスを提供するタブレット端末の配置が県立病院と県立美術館の2カ所にとどまっていることや、このサービス自体の県民への周知が十分でないことが要因と思われる。

また、障がいのある人に対して、どのようなおもてなしをし、受け入れていくべきかという問題について、県当局では逐次、県内のホテル・旅館事業者と意見交換を重ねているものの、宿泊事業者の受け入れ体制に関する情報が、障がいのある人たちへ十分に発信されていない状況も窺える。

#### 3 交通施策上の合理的配慮のあり方と関係機関の協力体制のあり方

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を送るためには、移動の自由が保障されていることが重要である。障がいのある人が公共交通機関を利用する際は、他者の介助を要する場面も多いが、現在は、障がいのある人を取り巻く方々との円滑な意思疎通が可能な環境が整備できているとは言い難い。

さらに、JR九州では、鉄道事業の合理化の一環として、駅係員が常駐せず遠隔操作で案内を行う「スマートサポートステーション」の導入が進められており、各種団体等から要望が出されているにもかかわらず、県内では5駅ですでに導入されており、今後も複数駅においてスマートサポートステーション化が計画されている。

## Ⅱ 就学・就労における合理的配慮のあり方について

### 1 就学環境における合理的配慮のあり方と相互理解を深める手法

障がいのある児童・生徒が就学する選択肢の一つである特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童・生徒が増加している。これは、特別支援学校等における一人ひとりの特性に応じたきめ細かな教育や、希望進路の実現に向けた取組などに対する保護者理解の深まりを背景としたものと考えられる。特別支援学校等では、子どもたちの実態に応じたきめ細かな指導を行うために、少人数学級が編成されるが、近年の児童・生徒数の増加を受けて、教員数が不足している。併せて、生徒数の増加に伴い、大分・別府などの大規模校では教室の不足も問題となっている。1つの教室を間仕切りで区切るなどして教室の確保に努めているが、今後、さらなる教室の不足が懸念されている。

また、特別支援学級の教員の補助として、市町村が配置する特別支援教育支援員が日常生活の介助や学習活動のサポートを行っているが、支援員の研修は市町村ごとに行われており、支援員の能力には市町村や個人間でばらつきがある。

県立高校においては、各校ごとに「合理的配慮提供マニュアル」を作成し、生徒の希望に応じた合理的配慮を提供するとともに、平成30年度から県下6校に特別支援教育支援員を配置し、生徒の日常生活の介助及び学習支援を行っている。

### 2 就労環境における合理的配慮のあり方

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という）に定められた法定雇用率が平成30年4月に改定され、一般民間企業が2.2%、国及び地方公共団体等が2.5%、都道府県等の教育委員会が2.4%にそれぞれ引き上げられた。

本県における平成29年6月時点の障害者雇用率は、民間企業で2.44%（全国5位）、県（知事部局）では2.82%、県教育委員会で2.20%とされていた。しかしこのたび、国や地方公共団体において、障害者手帳を持たない職員を障害者雇用算入するなどの不適切な事例が相次いで指摘され、本県教育委員会において、先般、障害者手帳を持たない職員58人を修正報告した結果、県教育委員会の平成29年障害者雇用率は2.20%から1.39%に大きく低下した。

なお併せて、県教育委員会では、平成30年6月時点における障害者雇用報

告分についても、障害者手帳を持たない職員66人を除外する旨、修正報告が行われている。

### Ⅲ 障がい者が芸術・文化活動、スポーツ交流活動等に参加できる環境づくりについて

#### 1 障がい者の芸術活動の普及に向けた支援・合理的配慮のあり方

これまで障がいのある人の芸術・文化活動に対する支援は、主に障害福祉サービスを行う事業所等がそれぞれ、利用者を対象として取り組んでおり、専門性や普及性に乏しく、事業所や地域ごとに支援のあり方に格差が生じている。

また、障がいのある人が事業所外で芸術活動等に参加できる場や自らの作品や演技を発表する機会も、病院や支援学校などでの展示会などの行事に限られ、障がいのある人が平素から気軽に芸術活動等を行い、また、多くの県民が障がいのある人の作品に触れる機会が非常に少ない。

#### 2 障がい者スポーツへの支援

障がいのある人にとって、スポーツは単なるリハビリにとどまらず、生きがいを持ち豊かな人生を送っていく上でも極めて重要である。しかし、現状では障がいのある人が気軽にスポーツ活動を楽しめる環境が十分に整備されておらず、特に「ひと」「もの」「場所」の3点が不足している。

障がいのある人のスポーツは、芸術・文化と同様に、障害者施設や特別支援学校における活動が主体となっており、指導者やそのスポーツの活動団体が身近な地域に不足しているなど、障がいのある人が気軽にスポーツに親しむ環境には至っていない。

また、障がい者スポーツでは特殊な用具や機材を必要とする競技も多く、興味のあるスポーツをまず体験してみるという機会が乏しくなりがちである。

さらに、既存の体育館やプール、競技場などのスポーツ施設は、障がい者スポーツに必ずしも対応していないなどの実態も見受けられる。

## 【提 言】

### I 日常生活における合理的配慮のあり方について

#### 1 障がいのある人が暮らしの中で感じる差別的な事象の収集と課題解消の方策検討

合理的配慮等に関する相談事案に対して、迅速に対応できるよう相談体制を強化するほか、相談員の能力向上など人材育成を図る必要がある。また、窓口のみで対応できない案件には、県が主体的に関係機関と協力し、問題解決に努める体制づくりが必要であり、平素から、差別事案の詳細や対応状況、問題点などについて、市町村を含む関係機関・団体との緊密な情報共有と連携が必要である。

そのほか、市町村における今後の条例策定への支援も含め、身近な地域での相談体制の整備を支援する必要がある。

#### 2 日常生活における合理的配慮のあり方とその普及啓発

日常生活における合理的配慮の提供として、コミュニケーション支援の充実を図るため、現在実施している遠隔手話通訳サービスも含めて、利用者のニーズに応じた多様なコミュニケーションツールの整備が必要である。

また、日本一の温泉をはじめ豊富な観光資源に恵まれた本県においては、観光宿泊施設や公共施設等におけるバリアフリーや手話対応などのおもてなしに関して、障がいのある方々への情報提供の充実が期待される。

#### 3 交通施策上の合理的配慮のあり方と関係機関の協力体制のあり方

障がいのある人と交通事業者がお互いの状況や要望を踏まえ、実現可能な対策を見出すためにも、双方の協議の場を設けるなど、相互理解を促進することが必要である。また、公共交通機関では、障がいのある人の状況も考慮しながら、諸般の環境整備に取り組む必要がある。

### II 就学・就労における合理的配慮のあり方について

#### 1 就学環境における合理的配慮のあり方と相互理解を深める手法

特別支援学校等の児童・生徒数、学級数の増加に対応するため、基礎定数の枠にとどまらず、特別支援学校等の教員の拡大が求められる。併せて、増加した生徒に十分な学習環境を提供するために、大規模校では教室を整備する必要がある。



また、市町村が配置する特別支援教育支援員の能力の向上に向けて、県主催の研修会の開催をはじめ、人材育成に関する市町村への指導助言に力を入れる必要がある。

## **2 就労環境における合理的配慮のあり方**

障がい者雇用率日本一の早期実現に向けて、県内企業における障害者雇用率のさらなる改善を目指す中、障害者雇用における国や自治体の今般の不適切な取扱いも踏まえ、まずは公共団体から率先して障害者雇用のさらなる拡大に早急に取り組む必要がある。特に、法定雇用率を早期に達成すべく迅速な対応が求められる。

また、障害者雇用に積極的に取り組む民間企業へは入札の際に加点するなど、障害者雇用を推進するためのインセンティブ制度の導入を検討する必要がある。

## **Ⅲ 障がい者が芸術・文化活動、スポーツ交流活動に参加できる環境づくりについて**

### **1 障がい者の芸術活動の普及に向けた支援・合理的配慮のあり方**

このたび、県内各地で展開された全国障害者芸術・文化祭おおいた大会を通じて芽生えた成果を未来に継承し、発展させていく時期を迎えている。

まず、障がいのある人もない人も分け隔てなく、芸術・文化活動への指導・助言を受け、いずれの地域においても、自らの芸術・文化活動を継続的に情報発信できる支援体制の構築が必要である。

また、障がいのある人の作品販売や公演活動を通じて、継続的な活動資金を確保しながら、芸術・文化活動の充実を図る仕組みづくりが求められる。

併せて、障がいのある人も身近な地域で、多彩な芸術・文化を楽しめる機会が次第に広がっていくことも期待する。

### **2 障がい者スポーツへの支援**

障がいのある人が身近な地域で気軽にスポーツを楽しめる環境整備として、まず「ひと」の面では、障がい者スポーツ指導員の育成と支援組織の拡充が必要である。

また、障がい者スポーツに必要な特殊な用具等を各地域に整備するとともに、特別支援学校の体育施設の授業時間外の利用促進や一般体育施設の改修など、

「もの」「場所」の整備も求められる。

本県は、大分国際車いすマラソンの開催など、早くから障がい者スポーツの先進県であり、障がい者スポーツの今後の振興や普及支援についても、誇りと気概をもって、国内外における先導的役割を担っていただきたい。

## 【終わりに】

本県は、日本パラリンピックの父と呼ばれる故・中村裕博士を輩出し、大分国際車いすマラソンの開催など、かねてより障がい者スポーツの先進地として知られているものの、「障がいのある人が住みよいまち」「障がいのある人が自由に自己実現できるまち」となるには解決すべき課題が残されている。

障害者差別解消法では、障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を「差別」と規定しており、障がい者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場で自発的に取り組むことを促している。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、国を挙げて障がい者や高齢者に配慮したユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりが進められている。

本県でも、この全国的な潮流を捉え、不当な差別的取扱いをなくし、合理的配慮の提供と県民の自発的な取組を支援しながら、障がい者施策における全国のトップランナーとして、県政を推進していく必要がある。

本県条例においても「全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、もって誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資する」ことを目的としており、障害のある人とない人の垣根のない社会を目指すべきである。日常生活や学校現場などで、触れ合う機会、交流できる機会などを設け、障害のある人だけでなく全ての人々が包括されて暮らせる社会としていくことが重要である。

本委員会では、平成29年度の設置以来、約1年半、付託事件について調査・研究を実施してきた。本提言が、障がいの有無に関わらず、すべての人が心豊かに暮らせる大分県づくりにつながることを切に願い、委員会の報告とする。

平成30年12月12日

障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる県づくり特別委員会

委員長	守 永	信 幸
副委員長	衛 藤	明 和
委員	志 村	学
委員	土 居	昌 弘
委員	御手洗	吉 生
委員	阿 部	英 仁
委員	原 田	孝 司
委員	平 岩	純 子
委員	河 野	成 司
委員	堤	栄 三

## 【委員会の活動状況】

### 1 委員会の開催状況

(平成29～30年度)

開催年月日		調査項目
第1回	平成29年9月15日	・委員長、副委員長の互選について
第2回	平成29年9月27日	・付託事件の調査計画について
第3回	平成29年11月27日	・付託事件の調査（福祉保健部） (1) 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」について ①条例の普及にかかる取組状況と課題 ②日常生活における合理的配慮のあり方とその普及啓発状況と課題 (2) 障がい者雇用日本一に向けた取組状況と課題
第4回	平成29年12月13日	・付託事件の調査（福祉保健部、国民文化祭・障害者芸術文化祭局） (1) 全国障害者芸術・文化祭への障がい者の関わりについて ①全国障害者芸術・文化祭の準備段階からの障がいのある人の関わり方や意見反映について ②全国障害者芸術・文化祭での合理的配慮について (2) 障がいある人が芸術・文化活動、スポーツ交流活動等に参加できる環境づくりの取組について
第5回	平成30年2月20日	・付託事件の調査（商工労働部、農林水産部、教育委員会） (1) 就学における合理的配慮の在り方について (2) 就労における合理的配慮の在り方について ①障がい者雇用に向けた取組（企業、障がい者） ②介護・福祉関連機器の開発・普及に向けた取組 ③農福連携についての取組

開 催 年 月 日		調 査 項 目
第6回	平成30年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付託事件の調査（だれもが安心して暮らせる大分県をつくる会）</li> <li>（1）障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県 づくり条例の普及状況について</li> <li>（2）障がいのある人に対する状況や課題及び今後の方策 について</li> </ul>
第7回	平成30年6月27日	付託事件について（社会福祉法人みずほ厚生センター、SCいおおいたネットワーク、大分県障害者スポーツ指導者協議会） <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）障がい者が芸術活動に参加できる環境づくりについて</li> <li>（2）障がい者がスポーツ交流活動等に参加できる環境づくりについて</li> </ul>
第8回	平成30年9月14日	・報告書骨子の協議
第9回	平成30年11月26日	・報告書の審議
第10回	平成30年12月4日	・報告書の審議

【その他】

- ・平成30年10月6日「国民文化祭・おおいた2018、全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」開会式出席

## 2 県外所管事務調査の状況

調 査 年 月 日	調 査 先	調 査 項 目
平成30年7月2～4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県（鳥取県庁）</li> <li>・兵庫県（加古川市役所）</li> <li>・大阪府（大阪府庁）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県庁 県民への普及について</li> <li>・加古川市役所 合理的配慮の提供にかかる助成制度について</li> <li>・大阪府庁 障がいを理由とする差別に関する相談体制について</li> </ul>

